

お客様各位

協栄信用組合

各種カード規定等の改定、および規定小冊子廃止のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合は、令和2年4月に施行された民法改正を踏まえ、令和2年6月1日（月）より各種カード規定等を下記の通り改定いたします。

また、同時に当該各種カード規定等を電子化し、当組合ホームページで最新の規定をご確認いただけるようになることから、カード発行等の際に配布していた規定小冊子を廃止し、規定の配布を終了させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当組合本支店窓口へお申し出ください。

記

1. 対象となるカード規定等

令和2年6月1日（月）より改定

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

- ・《きょうえい》キャッシュカード規定
- ・《きょうえい》ビジネスキャッシュカード規定
- ・《きょうえい》デビットカード規定
- ・《きょうえい》Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスご利用規定
- ・《きょうえい》カードローンカード規定（旧《きょうえい》ローンカード規定）
- ・《きょうえい》事業者カードローンカード規定（旧《きょうえい》事業者カードローン規定）

2. 主な改定内容

(1) 各種規定変更時の周知方法についての規定を追加。

● 《きょうえい》キャッシュカード規定（抜粋）

18. (規定の変更)・・・(新設)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

※他の各種規定等についても、上記の内容と同様の改定・追加を行います。

(2) 規定名の変更

(新)	(旧)
《きょうえい》カードローンカード規定	《きょうえい》ローンカード規定
《きょうえい》事業者カードローンカード規定	《きょうえい》事業者カードローン規定

○改定後の各種カード規定等は、こちらをご覧ください。

➤ [「各種規定等 \(PDF\)」](#)